

滋 薬 第 5 2 2 8 号
平成 23 年(2011 年)8 月 30 日

各新配置販売業者 様

滋賀県健康福祉部医務薬務課薬務室長
(公 印 省 略)

薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令
第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づく研修の実施結果の確認について

新配置販売業者は、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、従事者に対し研修を実施することが義務付けられています。

この度、当該研修の実施結果の確認を、業許可更新時に併せて実施することとしましたので予めご承知ください。

なお、当該研修の実施結果の確認方法については、業許可更新時の案内で別途お知らせしますが、実施結果が提出できるように実施年月日、内容、対象人数および参加人数等が分かる研修記録の作成をしておいてください。

滋 薬 第 5 2 2 8 号
平成 23 年(2011 年)8 月 30 日

社団法人滋賀県薬業協会会長
滋賀県医薬品配置協議会会長
社団法人富山県薬業連合会会長
奈良県家庭配置商業協同組合理事長

様

滋賀県健康福祉部医務薬務課薬務室長
(公 印 省 略)

薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令
第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づく研修の実施結果の確認について

標記の件について、別添写しのとおり新配置販売業者あて通知しましたのでご承知
願います。

(別添省略)